

令和4年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第5号）

令和4年3月15日（火）

午後1時30分 開 議

【再 開】	1
【会議録署名議員の指名】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【諸般の報告】	1
日程第2 諸般の報告	
・陳情書の配布	
(1) 陳情第12号 「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書」採択についての陳情書	
【議案第2号～第22号審査結果報告・討論・採決】	1
日程第3 議案第2号 令和4年度葛巻町一般会計予算	
日程第4 議案第3号 令和4年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算	
日程第5 議案第4号 令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算	
日程第6 議案第5号 令和4年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算	
日程第7 議案第6号 令和4年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算	
日程第8 議案第7号 令和4年度葛巻町水道事業会計予算	
日程第9 議案第8号 令和3年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）	
日程第10 議案第9号 令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）	
日程第11 議案第10号 令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	
日程第12 議案第11号 令和3年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第13 議案第12号 令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）	

- 日程第14 議案第13号 令和3年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第14号 葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 葛巻町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結
果の縦覧等の手続に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 葛巻町災害復興基金条例を廃止する条例
- 日程第19 議案第18号 高齢者福祉センター条例
- 日程第20 議案第19号 葛巻町新庁舎建設工事（1期・建築工事等）の変更請負契約の締
結に関し議決を求めることについて
- 日程第21 議案第20号 葛巻町新庁舎建設工事（1期・電気設備工事）の変更請負契約の
締結に関し議決を求めることについて
- 日程第22 議案第21号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることにつ
いて
- 日程第23 議案第22号 葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて

【 発議第1号 】 10

- 日程第24 発議第1号 ロシアのウクライナへの軍事侵攻に抗議し非難する決議について

令和4年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第5号）						
告示年月日	令和4年2月24日（木）					
再開年月日	令和4年3月4日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和4年3月15日（火） 開議13時30分 散会14時20分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	○
会議録署名議員	4番	山崎 邦廣		5番	柴田 勇雄	
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉				

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	松浦 利明
	教育長	高畑 嗣人	建設水道課長	和野 康弘
	農業委員会長	深澤 進	教育次長 兼こども教育課長	千葉 隆則
	代表監査委員	馬淵 文雄	まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	服部 隆行	政策秘書課室長	波紫 徳彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行	総務課財政係長	櫻田 慎
住民会計課長	坂待 典子			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会議の経過	別紙のとおり			

(開議時刻 13時30分)

議長 (高宮一明君)

挨拶をします。ご苦労さまです。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、4番、山崎邦廣君、5番、柴田勇雄君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。陳情第12号、「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める意見書」採択についての陳情書について、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、議案第2号、令和4年度葛巻町一般会計予算から日程第23、議案第22号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてまでの21議案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員長の審査報告を求めます。輝くふるさと常任委員長、鈴木満君。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会総合条例第157条の規定により報告します。

議案第2号、令和4年度葛巻町一般会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第3号、令和4年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第4号、令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第5号、令和4年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第6号、令和4年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第7号、令和4年度葛巻町水道事業会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第8号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算(第7号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第9号、令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第10号、令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第11号、令和3年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第12号、令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第13号、令和3年度葛巻町水道事業会計補正予算

(第2号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第14号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第15号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第16号、葛巻町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の全部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第17号、葛巻町災害復興基金条例を廃止する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第18号、高齢者福祉センター条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第19号、葛巻町新庁舎建設工事(1期・建築工事等)の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第20号、葛巻町新庁舎建設工事(1期・電気設備工事)の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第21号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第22号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。以上のおおりに報告いたします。令和4年3月15日、輝くふるさと常任委員会委員長、鈴木満。

議長(高宮一明君)

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お諮りします。議案第2号から議案第22号までの21議案は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっておりますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。日程第3、議案第2号、令和4年度葛巻町一般会計予算から日程第8、議案第7号、令和4年度葛巻町水道事業会計予算までの6議案について、一括討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより議案第2号から議案第7号までの一括討論を行います。

最初に、反対討論から許します。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を許します。4番、山崎邦廣君。

4番(山崎邦廣君)

私は、議案第2号から議案第7号、令和4年度葛巻町一般会計予算及び5件の特別会計、企業会計予算につきまして、先ほどの輝くふるさと常任委員会委員長の報告のおおりに決することに賛成であります。以下、その理由を述べさせていただきます。

きます。

令和4年度の一般会計の予算案は、75億6,000万円ほどの規模となっております。令和3年度と比較して10億2,000万円ほどの増額となる大型予算となっております。この主な要因は、新庁舎などの建設事業に16億4,000万円ほど計上されたことではありますが、新たなまちづくりの拠点として、多くの町民の皆さんが完成を待ち望んでいる事業であります。事業の着実な実施に向けた取組を期待するものであります。

一方では、大型となる歳出予算の財源でありませぬ歳入が堅実に確保されております。その内容は、交付税措置のある有利な起債が活用され、また起債を充てられない部分には、積み立てた基金が確実、効率的、効果的に充てられており、財政の安定確保が図られているものと評価いたします。

令和4年度予算は、町の最重要課題である人口減少対策、地方創生と町総合計画に掲げられている「いきいきと輝き続ける“ひと”」、「誰もが住みたくなる“まち”」、「地域資源を活かす“しごと”」の3つの基本目標の実現に向けて、各分野の事業の有用性が考慮されたきめ細やかな予算であると考えます。

まず、「いきいきと輝き続ける“ひと”」の取組では、老朽化が進む保育園舎の建設費用や地域の人材を活用した中学校における地域運動部活動の推進など、子供たちの保育や教育環境を充実するための対策が講じられております。そのほ

か、町民の健康寿命の延伸を推進するスポーツ習慣化促進事業の創設、ニコちゃん健康ポイント制度の拡充など、町職員の事業提案により、町民が生き生きと生活するための各種の施策が整えられております。また、4年度には高齢者福祉センターが完成し、高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていける福祉環境の充実が図られるものと期待をしております。

次に、「誰もが住みたくなる“まち”」の取組では、75歳以上の高齢者のいる世帯の下水道使用料金の助成や地域団体などが自主的、主体的に実施する事業への助成など、人口減少、少子高齢化が進行する中においても、誰もが地域で暮らすことができる持続可能なまちづくりの実現に向けた対策が講じられております。また、2050年カーボンゼロ達成に向け、地球温暖化対策の実行計画の策定のほか、全国に先駆けて取り組んでいるクリーンエネルギーの取組においては、当町を会場に開催される全国風サミットなど、クリーンエネルギーのまち葛巻を全国に発信するとともに、カーボンゼロ達成に向けた取組がさらに強化される契機となることが期待されます。

次に、「地域資源を活かす“しごと”」の取組ではありますが、県内で第1号となります特定地域づくり事業協同組合の設立によって、都市部や地域の若者の安定した雇用環境と一定の給与所得の確保が図られるほか、若者雇用促進住宅が新たに整備されることにより、地域課題である雇用の確保と住環境の整備に積極的に取り組んでいく

内容であります。また、くずまき型DMO事業では、新庁舎や木製上屋つき大橋、サテライトオフィスの開設など、町中心部の新たな魅力を活用した歩き回りたくなるまちなかの実現に向けた取組は、これまでの実績をさらに充実するもので、DMO事業の狙いである観光を切り口とした地域の活性化、関係人口、交流人口の創出などがより一層図られることが期待されます。

そのほか酪農振興策では、新規事業の発酵乳製造設備等整備事業により、葛巻ブランドのさらなる強化が期待されるほか、乳牛導入130年を記念した記念事業の開催は、新葛巻型酪農構想の実現に向けて、今後の酪農の在り方と酪農発展の足がかりとして、大きく進展する機会となるものと考えられます。林業振興策では、森林環境譲与税を活用し、国や県の補助対象とならない除伐、保育間伐への補助のほか、県単独事業で実施する再造林事業の補助かさ上げなどの対策は、森林の環境整備がより一層進むものと考えます。経済対策におきましては、新型コロナウイルス感染症が国内で確認されてから2年が経過しましたが、いまだ終息が見通せない中、地域経済の回復と活性化の対策として、特典つき商品券の発行など、消費者と事業者双方にメリットがある消費を喚起する対策が講じられております。また、感染症対策では、引き続き町民が確実かつ円滑にワクチン接種が進むよう願うところであります。

次に、特別会計であります。国保会計では、健診結果とレセプトデータのひもづけを行い、適切

な保健指導につなげる保健事業分析業務が3年度に引き続いて予算化されており、町民の健康維持と医療費抑制が図られる内容となっております。農業集落排水事業会計におきましては、一般会計予算の下水道使用料補助や水洗化普及支援事業と連動させて、浄化槽設置の推進や農業集落排水施設の適正管理が引き続き図られ、町民の快適で衛生的な暮らしを守るための取組となっております。病院事業会計においては、新型コロナウイルス感染症に伴う受診の控えや長期処方により厳しい経営が強いられている中におきまして、地域包括ケア病床の拡大を図るなど、収益性の高い経営に努めており、町民の命と健康を守る地域医療の拠点として、引き続きその役割を担っていただくことが強く期待されます。水道会計においては、老朽化した施設の計画的な更新の費用が盛り込まれており、安全で安定的な給水の確保と持続可能な経営環境の実現に向けた内容であります。

以上のことから、冒頭に申し上げましたとおり、各会計の予算案に賛成であります。

新型コロナウイルス感染症の終息につきましては、いまだ見通すことが難しい状況にある中におきまして、行財政の運営はより一層の困難が伴うものと拝察されますが、先人の意思を継いで、町民の皆さんが夢と希望のある生きがいを持って、町に住んでいてよかったと思えるまちづくり、明日につなぐまちづくりに引き続き、一丸となって取り組まれることをお願いするものであ

ります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。賛成の討論を終わります。

議長（高宮一明君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決に入ります。この採決は起立によって行います。

日程第3、議案第2号、令和4年度葛巻町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第2号、令和4年度葛巻町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第3号、令和4年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第3号、令和4年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第4号、令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算について、本案

に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第4号、令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第5号、令和4年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第5号、令和4年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第6号、令和4年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第6号、令和4年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第7号、令和4年度葛巻町水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第7号、令和4年度葛巻町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第8号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第8号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算(第7号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第9号、令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委

員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第9号、令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第10号、令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第10号、令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第11号、令和3年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 11 号、令和 3 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 13、議案第 12 号、令和 3 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 2 号) を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 12 号、令和 3 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 2 号) は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 14、議案第 13 号、令和 3 年度葛巻町水道事業会計補正予算 (第 2 号) を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 13 号、令和 3 年度葛巻町水道事業会計補正予算 (第 2 号) は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 15、議案第 14 号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 14 号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 16、議案第 15 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 15 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 17、議案第 16 号、葛巻町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の全部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。この採決

は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 16 号、葛巻町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の全部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 18、議案第 17 号、葛巻町災害復興基金条例を廃止する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 17 号、葛巻町災害復興基金条例を廃止する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 19、議案第 18 号、高齢者福祉センター条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 18 号、高齢者福祉センター条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 20、議案第 19 号、葛巻町新庁舎建設工事（1 期・建築工事等）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 19 号、葛巻町新庁舎建設工事（1 期・建築工事等）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 21、議案第 20 号、葛巻町新庁舎建設工事（1 期・電気設備工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 20 号、葛巻町新庁舎建設工事（1 期・電気設備工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 22、議案第 21 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 21 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 23、議案第 22 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 22 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 24、発議第 1 号、ロシアのウクライナへの軍事侵攻に抗議し非難する決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。3 番、近藤聖君。

3 番 (近藤聖君)

ロシアのウクライナ侵攻に対する抗議、非難決議案の提案者として、提案理由の説明をしたいと思いをします。

2 月 24 日に開始されたロシアのウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損ない、国際法、国連憲章に明らかに違反します。軍事侵攻が始まってから今日で 20 日間、ウクライナでは許し難い非情な攻撃と残虐な戦争犯罪が続いており、一刻も早い戦争停止とロシア軍の撤退を求めるために、世界中で声を上げる必要に迫られています。

よって、ここに、葛巻町議会としてロシアの軍事侵攻に断固抗議、非難し、戦争終結とロシア軍の即時撤退を強く求めることを提案するものです。

以上、決議案提案理由の説明を終わります。

決議文を読み上げさせていただきます。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻に抗議し非難する決議について。

ロシアによる NATO (北大西洋条約機構) の脅威への対抗を理由とするウクライナへの軍事侵攻は、平和を希求する国際社会の長年の努力を無にし、国際秩序の根幹を揺るがす行為であり、我が国を含む世界の平和と安全を著しく脅かすものである。このような武力による一方的な現状変更の行動は、領土保全、武力不行使等を規定する国連憲章と国際法に明らかに反する行為であり、断じて看過できない。

さらに、核兵器の使用をほのめかし、国際社会

を威嚇するような言動は、唯一の核兵器による被爆国である我が国にとって断じて容認することはできない。

よって、葛巻町議会はウクライナの主権を侵害するロシアの軍事侵攻に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、ロシア軍のウクライナからの即時、完全、無条件撤退を強く求める。

そして、不当な侵攻から自国の主権と領土、自由と民主主義、家族と同胞を守るため、困難な戦いの中にあるウクライナ国民に寄り添う気持ちを表すとともに、世界の恒久平和を強く念願する。

以上、決議する。

令和4年3月15日、葛巻町議会。

以上が非難決議であります。どうか議員の皆さん、賛同いただきまして、葛巻町議会としての意思を表したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

終わります。

議長（高宮一明君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本発議案は、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。本発議案は、全議員で協議し、

提出された案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。発議第1号、ロシアのウクライナへの軍事侵攻に抗議し非難する決議については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、発議第1号、ロシアのウクライナへの軍事侵攻に抗議し非難する決議については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了し、本定例会議に付された事件は全部終了しました。

これで令和4年葛巻町議会3月定例会議を終了します。

次回は、7月第1金曜日の1日に開催することとします。ご苦労さまでした。

（散会時刻 14時20分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確なことを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

葛巻町議会議長

葛卷町議会議員

葛卷町議会議員